

岩 手 県 報

第 1 0 3 8 0 号

平成 16 年 8 月 3 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……………(地域福祉課) 1
- 解除予定保安林……………(森林保全課) 1

- 道路の区域の変更……………(道路環境課) 2
- 県道の供用の開始……………() 2
- 都市計画の変更……………(都市計画課) 2
- 岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき
人の指定の一部改正……………(出納課) 2
- 特定調達公告
- 一般競争入札の公告……………(総務室) 2

告 示

岩手県告示第560号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人第二のわが家	盛岡市山岸四丁目18番19号	第二のわが家ヘルパーステーション	盛岡市山岸四丁目18番19号	平成16年7月15日

2 通所介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人第二のわが家	盛岡市山岸四丁目18番19号	第二のわが家「ほっとりほむ」デイサービスセンタ	盛岡市山岸四丁目18番19号	平成16年7月15日

3 痴呆対応型共同生活介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社メープル	釜石市平田第1地割1番地16	グループホームもみじ苑	釜石市平田第1地割1番地16	平成16年7月16日

4 居宅介護支援計画の作成

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人第二のわが家	盛岡市山岸四丁目18番19号	第二のわが家居宅介護支援事業所	盛岡市山岸四丁目18番19号	平成16年7月15日

岩手県告示第561号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 盛岡市築川第6地割51の9、51の10(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第562号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 道路の種類 県道

2 路線名 田野畑岩泉線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村奥地向56番1地先から子木屋敷85番1地先まで	新	A 13.5~7.0 m	968.0 m
		B 39.5~8.8	1,006.3
	旧	A 13.5~7.0	968.0

4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

(2) 期間 平成16年8月3日から同年9月3日まで

岩手県告示第563号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 一関北上線

(2) 供用開始の区間 胆沢郡前沢町生母字前川原334番地先から字中谷起225番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成16年8月5日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 水沢地方振興局土木部

イ 期間 平成16年8月3日から同年9月3日まで

2(1) 路線名 前沢東山線

(2) 供用開始の区間 胆沢郡前沢町生母字中道149番4地先から字前川原334番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成16年8月5日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 水沢地方振興局土木部

イ 期間 平成16年8月3日から同年9月3日まで

3(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間

ア 下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉32番1地先から50番4地先まで

イ 下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉56番10地先から56番7地先まで

(3) 供用開始の期日 平成16年8月3日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成16年8月3日から同年9月3日まで

岩手県告示第564号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 都市計画の種類 都市計画施設(道路)

2 都市計画を変更した土地の区域 西磐井郡平泉町字志羅山から西磐井郡平泉町字毛越(別紙図面のとおり。)

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び一関地方振興局土木部並びに平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第565号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定(昭和48年岩手県告示第735号)の一部を次のように改正する。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

2 売りさばき人の表中

「 気仙町漁業協同組合

唐丹町漁業協同組合

普代村漁業協同組合

広田町漁業協同組合(昭和48年6月26日指定)

赤崎漁業協同組合(昭和48年8月15日指定)

吉浜漁業協同組合(昭和48年8月15日指定)

綾里漁業協同組合(昭和48年8月15日指定)

大船渡漁業協同組合(昭和55年8月5日指定)

末崎漁業協同組合(昭和56年1月10日指定)

「 唐丹町漁業協同組合

普代村漁業協同組合

広田湾漁業協同組合(平成16年4月1日合併)

大船渡市漁業協同組合(平成16年7月1日合併)

吉浜漁業協同組合(昭和48年8月15日指定)

綾里漁業協同組合(昭和48年8月15日指定)

「 山晃有限会社(平成15年10月17日指定)

「 山晃有限会社(平成15年10月17日指定)

岩手県行政書士会(平成16年5月24日指定)

改める。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適

用を受ける調達に係るものである。

平成16年8月3日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 行政文書管理システム構築業務委託1式
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成17年3月25日
- (4) 業務場所 岩手県庁舎その他の知事が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。)第6条第1項に規定する名簿に規程第2条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる業務の資格者として登録されていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)提出の日から落札決定までの間に、岩手県から、規程第2条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去に、元請として、総合的な行政文書管理事務(電子決裁機能を含む文書のライフサイクル及び情報公開制度等を対象とした事務)に関するシステムを国又は地方公共団体に導入した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部総務室法務私学担当 電話番号019-629-5050(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量250gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。)
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成16年8月3日から同年9月21日までの岩手県の休日に関する条例

(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所で交付

- (3) 申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法 平成16年8月18日午後5時までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所に持参の上、1部を提出すること。
- (4) 郵便による入札書の受領期限及び受領場所 平成16年9月21日午後5時までに(1)の場所に到達するように送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成16年9月22日午前10時 岩手県庁舎9階県営建設工事入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す仕様書等の書類を、平成16年9月3日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be purchased : Construction Services of Comprehensive documents management System 1 set
- (2) Time-limit of tender : 10 : 00 a.m., 22, September, 2004 (By mail tenders must be submitted by 5 : 00 p.m., 21, September, 2004)
- (3) Contact Point for the notice : Office of General Affairs, Department of General Affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL 019-629-5050

岩手県報 第10380号
平成16年 8 月 3 日 印 刷
平成16年 8 月 3 日 発 行

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

購読料 1 箇月 3,400円 (送料共)

発 行 人 岩 手 県

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山 口 徳 治 郎
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社